（旧農業者年金基金法の一部改正）

第二十八条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作」を「、農地等（農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

政令

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十五号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の施行期日は、平成三十年十一月十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正

割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第六項の権利の実行のための営業保証金の還付の手続等を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十六号

割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第六項の権利の実行のための営業保証金の還付の手続等を定める政令

内閣は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）附則第五条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

1　割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第六項の権利の実行のため登録包括信用購入あっせん業者が供託した営業保証金の還付を受けようとする者は、供託法（明治三十二年法律第十五号）第八条第一項の規定によるほか、法務省令・経済産業省令で定める様式による書面をその営業保証金が供託されている供託所に提出しなければならない。

2　供託所は、前項の営業保証金を還付したときは、法務省令・経済産業省令で定める様式による書面二通を、還付された営業保証金を供託していた登録包括信用購入あっせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長（次項において単に「経済産業局長」という。）に送付しなければならない。

3　経済産業局長は、前項に規定する書面を受け取ったときは、当該書面のうちの一通を同項に規定する登録包括信用購入あっせん業者に送付しなければならない。

附　則

この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三